

# 広報 笑顔

スマイル

2019.9.20 No.158

**一部損壊住家修理金の申請  
期限を延長します**

平成30年12月10日から申請を受け付けている一部損壊住家修理金について、次のとおり申請期限を延長します。

**申請期限** 令和2年3月31日(火)まで

**対象** 平成30年9月6日に居住していた住家で「一部損壊」の判定を受け修理した世帯

**償還額** 最大5万円(5万円

以下の修理の場合は実費分)

**必要書類** 災証明書、通帳、身分証明書、領収書(工事内

容のわかるもの)

**申請窓口** 総務課復興・生活

再建支援室(総合庁舎)、住民

サービス課(総合支所)

**その他** 災証明書の発行業

務も令和2年3月31日まで延長します。

**問合せ** 総務課復興・生活再  
建支援室 ☎2511

**介護保険料特別徴収通知書  
を送付します**

介護保険料を年金からの天引き(特別徴収)で納めていただく方に、令和元年度介護保険料特別徴収通知書を送付いたします。これは、今年度の町道民税の課税状況や収入・所得をもとに決定した、年間の介護保険料額をお知らせするものです。

介護保険料の年額から上半期(4月～8月)分の保険料を差し引いた額を、下半期(10月～2月)に支給される年金から天引きさせていただきます。保険料の段階が上がった方は、10月以降の保険料額が増えることがあります。年間の保険料を納めていただくために調整した保険料額となっておりますので、ご了承ください。

なお、今年3月以降に65歳

**目次**

お知らせ

1～4

公営住宅入居者募集

5

生涯学習たより「きらり」

6～9

地域安全ニュース

10

になられた方や安平町に転入して来た方、年金受給額が年額18万円未満の方は特別徴収の対象ではありませんので、納入通知書や口座振替での納付をお願いします。

※3月以降に65歳になられた方、安平町に転入して来た方は、原則来年度から特別徴収となります。

**問合せ** 健康福祉課国保・介護グループ ☎7072

**安平町介護職員人材確保事業について**

町では、来春高校卒業後に介護福祉士養成校(専門学校等)で介護福祉士を目指し修学される追分高校生や町内に在住する高校生で、卒業後に町内の介護事業所に就業する方を対象に月5万円(最大2年間120万円)の修学資金助成事業を行っています。

助成金は修学後、町内の介護事業所に就業する(見込みの)方に交付され、3年以上従事された場合には返還義務を免除するものです。なお、助成を受けるためには町内の介護事業所への就業が条件になりますので、制度を利用する際は事前に町内の介護事業所へお問い合わせください。

**雇用の問合せ**

・社会福祉法人富門華会 ☎4646

・社会福祉法人追分あけぼの会 ☎2520

・グループホーム安平の郷 ☎3301

**制度の問合せ** 健康福祉課国保・介護グループ ☎7072

**災害復旧工事に伴うあびら  
チャンネル停波のお知らせ**

災害復旧工事に伴い、あびらチャンネルが一部の地域で視聴できなくなります。  
**対象地域** 富岡配水塔から電波を受信する地域

**期間** 10月1日～12月20日

**問合せ** 総務課情報グループ ☎2511

運転免許証更新時講習 (10月)		このほかの講習日程(違反・初回)については、苫小牧警察署にお問い合わせください。(☎0144 ☎0110)	
講習区分	会場	時間	10月日程
優良講習	苫小牧市 交通安全センター	10:30～11:00	1・2・3・8・16・17・23・24・28・30・31
		13:30～14:00	11・25
		15:30～16:00	9・21
一般講習		10:30～11:30	7・9・10・11・15・21・25・29
		13:30～14:30	1・17